

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 7 4 号)

平成 1 3 年 4 月 2 5 日

横情審答申第174号

平成13年4月25日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成12年8月29日教教人第550号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「分限懲戒審査委員会の開催について（平成11年6月4日）」、「分限
懲戒審査委員会について（平成11年7月6日）」、「分限懲戒審査委員
会について（平成11年9月7日）」、「分限懲戒審査委員会の開催につ
いて（平成12年2月9日）」及び「分限懲戒審査委員会の開催について
（平成12年3月17日）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「分限懲戒審査委員会の開催について（平成11年6月4日）」、「分限懲戒審査委員会について（平成11年7月6日）」、「分限懲戒審査委員会について（平成11年9月7日）」、「分限懲戒審査委員会の開催について（平成12年2月9日）」及び「分限懲戒審査委員会の開催について（平成12年3月17日）」のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「分限懲戒審査委員会の開催について（平成11年6月4日）」、「分限懲戒審査委員会について（平成11年7月6日）」、「分限懲戒審査委員会について（平成11年9月7日）」、「分限懲戒審査委員会の開催について（平成12年2月9日）」及び「分限懲戒審査委員会の開催について（平成12年3月17日）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成12年7月19日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書には、体罰を行い処分の対象となった教職員の所属校名、職名、氏名、性別、年齢及び処分の内容が記録されており、いずれも被処分者の「個人に関する情報」であり、「特定の個人が識別され又は識別され得るもの」に該当する。

なお、本号ただし書で、「当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報とその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、開示しないことができる個人情報から除くと規定されているが、本件申立文書に記載された内容は、非違行為を行った教職員に対する懲戒処分等を検討するためのものであり、当該教職員の職務遂行上の情報には当たらないため、本号ただし書には該当しない。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書に記録された情報は、実施機関が職員に対する懲戒権を行使する過程そのものとなっており、開示することにより、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるため本号工に該当する。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書に記録された情報のうち、真のプライバシー情報を除いた部分は、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当しない。
- (2) 体罰報告書については、学校名、加害教員の性別・年齢、体罰の概要・事実経過、校長の指導・意見、被害生徒の学年・年齢等が一部開示されている。体罰という犯罪行為は、教育関係を破壊するものであり、この損なわれた教育関係の修復を図る対策である人事措置関係文書を開示しても何ら支障は生じない。
- (3) 体罰内容と処分内容は不可分一体のものである。体罰報告書が学校名を明らかにして開示されていることからすると、その処分結果を非開示とすることは不可解である。
- (4) 不当にプライバシーを侵害しない情報開示のあり方を工夫すべきである。体罰の場合、教員の名誉・プライバシーなどの利益を児童・生徒の利益や規律・秩序の維持という公益に優先させることは適当ではない。
- (5) 横浜市では、平成10年7月以降、体罰等の懲戒処分を公表している。そのことで行政事務にどのような支障が生じているのか具体的に説明されなければならない。
- (6) 処分結果については、その軽重を問わず教育関係の人的措置であり、児童・生徒の心身の安全性を確保するための措置対応に関する情報を開示しなければ、懲戒処分制度の効果も信頼も得られない。

5 審査会の判断

(1) 職員の懲戒処分及び懲戒の手続について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項では、職員が法令等の規定に違反するなどの非違行為があった場合には、これに対する懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができると規定している。そして、同条第4項では、職員の懲戒の手続及び効果については、法律に特別の定めがある場合を除き、条

例で定めなければならないと規定している。

実施機関は、この規定を受け、県費負担の横浜市立小・中学校等の教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項に基づき、神奈川県が定めた市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年神奈川県条例第36号）の規定により懲戒の手續を行っている。

また、横浜市立高等学校の教職員については、横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第63号）及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和26年12月横浜市人事委員会規則第11号）の規定により懲戒の手續を行っており、同規則第5条の規定によれば、職員を懲戒処分に付した事実を横浜市報に公表しなければならないとされている。

(2) 横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会による審査について

実施機関は、市立学校の教職員に対して、地方公務員法に基づく懲戒処分又は懲戒処分には当たらない指導監督上の処分（以下「懲戒処分等」という。）を行う場合には、当該懲戒処分等の公正を期すため、事前に、横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒審査委員会」という。）の審査に付し、その審査結果を踏まえて、懲戒処分等の内容を決定していることが認められる。

(3) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、体罰事件等に係る懲戒処分等について、分限懲戒審査委員会の開催及びその審査結果を記録したものであり、開催日ごとに作成され、それぞれ起案用紙、起案本文及び措置検討事案一覧により構成されている。

このうち、措置検討事案一覧には、審査に付された事案ごとに、当該教職員の職名、氏名、学校名、事件の概要及び相当とされる処分の程度等が記載されている。

イ 実施機関は、前述3のとおり、本件申立文書に記録されている情報は、懲戒処分等に付された教職員の個人情報や実施機関の人事管理情報に属するものであり、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため、その全部を非開示とする決定を行っている。

しかし、当審査会としては、既に学級崩壊や少年犯罪の低年齢化などが社会的問題として注目され、学校及び家庭の教育力の低下など教育に関する社会的関心が高まる中で、教育活動に関する情報を公開し、教職員、生徒及び保護者の相互の信頼

関係を構築していくことができるよう、指導要録等を原則開示とするよう答申してきたところである。また、実施機関としても、体罰に関する報告書等については、学校名、発生日時、被害児童生徒の学年・年齢・性別、加害教職員の所属学年・年齢・性別、発生状況等の一部を開示してきた。

このような観点を踏まえ、当審査会は、本件申立文書における条例第7条第2項第2号及び第6号の該当性について、次のとおり判断した。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

しかし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書には、体罰を行い処分の対象となった教職員の所属校名、職名、氏名、性別、年齢及び処分の内容が記録されており、いずれも被処分者である教職員の個人に関する情報であり、本号本文に規定する特定の個人が識別され得るものに該当すると主張している。

ウ 本件申立文書のうち懲戒処分を受けた教職員に関する情報については、懲戒処分そのものが個人の非違行為を対象に行われるものであることから、本号本文の個人に関する情報に該当し、本号ただし書ウには該当しないと考える。

しかし、教職員の懲戒処分については、5(1)に述べたように、高等学校の教職員にあっては公表すべき義務があることが認められる。また、当審査会の知るところによれば、小・中学校等の教職員についても、既に慣行として一定の情報が公表されていることが認められる。この義務又は慣行により公表されている情報を具体的に挙げると、高等学校の教職員にあっては、被処分教職員の氏名、学校名、職名、処分内容及び処分日であり、小・中学校等の教職員にあっては、被処分教職員の所属学校がある区名・学校の種類・被処分教職員の職名、性別・年齢、被害児童・生

徒の学年・性別，事件の概要，監督者の処分内容である。

エ このように，教職員の懲戒処分に関する情報については，義務又は慣行により，既に一定の範囲の情報が公表されていることから，その全部を非開示とすることは妥当ではなく，条例上保護すべき個人に関する情報に該当するかどうかを個別に検討する必要があると考える。

そこで，当審査会は，本件申立文書の措置検討事案一覧における懲戒処分に係る部分について，次のとおり本号該当性を判断した。

(ア) 被処分教職員の所属する学校（高等学校を除く。）がある区名・学校の種類（高等学校は，学校名）・被処分教職員の職名・性別・年齢・処分日・処分内容，監督者の職名・処分内容，被害生徒の学年・性別及び高等学校の被処分教職員の氏名が，既に公表されている情報であることから，条例上保護すべき個人に関する情報に該当しないものとする。

また，学校名については，既に体罰に関する報告書で開示されており，当該報告書の概要と本件申立文書に記載された事件の概要を照合することにより，容易に知ることができることから，条例上保護すべき個人に関する情報に該当しないものとする。

(イ) 事件の概要及び備考のうち，教科名，部活動名が推測される記録及び被害生徒の学校生活における様子等については，被害生徒が識別される可能性があるため，本号本文に該当するものとする。また，学校名の欄（高等学校を除く。）に記載された被処分教職員の現所属学校名及び備考欄に記載された異動日については，当該教職員の氏名を識別できる可能性があり，ひいては被害生徒が容易に推測されるおそれがあるため，本号本文に該当するものとする。

(ウ) 監督者の処分については，管理監督者の職務上の責任を問う内容の情報であることから，当該監督者の職名，氏名（ふりがなを含む。），措置（案）及び処分日は，本号ただし書ウに規定する公務員の職務遂行に係る情報であって，条例上保護すべき個人に関する情報に該当しない。また，監督者の性別及び退職日についても，一般に公知の情報と考えられるから，条例上保護すべき個人に関する情報に該当しない。

しかし，監督者の年齢及び退職理由は，職務内容とは直接関係がないことから，本号本文に該当するものとする。

オ 本件申立文書のうち，起案用紙及び起案本文に記載されている実施機関の職員の

職・氏名については、明らかに公務員の職務遂行に係る情報であるから、本号ただし書ウに該当する。また、そのほかに記録されている起案日、供覧済日、起案の件名、分限懲戒審査委員会の開催日時及び場所に関する情報は、いずれも個人に関する情報に当たらないから、本号本文に該当しない。

カ したがって、本件申立文書に記録された懲戒処分に係る情報のうち、被処分教職員（高等学校の教職員を除く。）の氏名（ふりがなを含む。）・現所属学校名・備考欄に記載された異動日、監督者の年齢・退職理由、教科に係る情報、部活動名及び被害生徒の学校生活における様子等については、本号本文に該当するが、その余の情報については、条例上保護すべき個人に関する情報に該当しない。

(5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書は、実施機関が教職員に対する懲戒権等を行使する過程そのものの記録であり、開示することにより、本号エに規定する公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

ウ 確かに、本件申立文書は、実施機関の人事管理に係る事務に関し作成されたことは明らかである。しかし、本件申立文書のうち、地方公務員法に基づく懲戒処分を受けた教職員及びその監督責任を問われた管理職員の所属校名、処分内容及び事件の概要等は、任命権者が懲戒権を行使する過程の記録ではなく、既に確定した懲戒処分の内容とその原因となった事実の概要に関する記録に過ぎないから、開示しても、公正かつ円滑な人事の確保に支障が及ぶおそれがあるとはいえず、本号に該当しないものとする。

エ しかし、本件申立文書の措置検討事案一覧には、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない処分に関する情報も記録されていることが認められる。このような処分は、任命権者による懲戒権の行使とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当であるから、このような情報は、実施機関の人事

管理に関する情報に該当すると考える。また、このような人事管理に関する情報は、懲戒処分のように法令等の規定又は慣行により公にされている事実もないことから、公開すると、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると考えられ、本号に該当するものとする。

オ したがって、本件申立文書のうち、措置検討事案一覧に記録された地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない処分にかかわる教職員及びその監督者の情報は本号に該当するが、その余の情報は本号に該当しない。

なお、前記(4)及び(5)で述べた、開示しないことができる情報の具体的な部分は、別表に示すとおりである。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち別表に示す部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

別 表

条例第7条第2項第2号及び6号に該当するとして、開示しないことが妥当と判断した部分

文書名	該当ページ	該 当 個 所
分限懲戒審査委員会の開催について (平成11年6月4日)	措置検討事案一覧 (懲戒処分)	「学校名」のうち、現所属学校名 「職名 氏名」のうち、氏名及びふりがな (監督者の氏名及びふりがなを除く。) 「性別 年齢」のうち、監督者の年齢 「事件の概要」のうち、2行目12文字目から15文字目、3行目8文字目から5行目11文字目及び9行目3文字目から14文字目 「備考」のうち、1については全部分並びに2及び3については2行目
	措置検討事案一覧 (懲戒処分ではないもの)	全部分
分限懲戒審査委員会について (平成11年7月6日)	措置検討事案一覧 (懲戒処分)	「職名 氏名」のうち、氏名及びふりがな (監督者の氏名及びふりがなを除く。) 「性別 年齢」のうち、監督者の年齢 「事件の概要」のうち、4行目12文字目及び13文字目、5行目1文字目から6行目1文字目、8行目1文字目及び2文字目並びに9行目15文字目から10行目7文字目
分限懲戒審査委員会について (平成11年9月7日)	措置検討事案一覧 (懲戒処分)	「職名 氏名」のうち、氏名及びふりがな (監督者の氏名及びふりがなを除く。) 「性別 年齢」のうち、監督者の年齢
	措置検討事案一覧 (懲戒処分ではないもの)	全部分
分限懲戒審査委員会の開催について (平成12年2月9日)	措置検討事案一覧 (懲戒処分ではないもの)	全部分
分限懲戒審査委員会の開催について (平成12年3月17日)	措置検討事案一覧 (懲戒処分)	「性別 年齢」のうち、監督者の年齢 「事件の概要」のうち、3行目6文字目から11文字目、11行目8文字目から13行目1文字目、15行目8文字目から10文字目及び19行目8文字目から21行目4文字目まで 欄外の1行目4文字目から2行目

(注意) 文字数について

1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年 8 月29日	・ 諮問書受理及び非開示理由説明書を受理
平成12年 9 月 8 日 (第 231 回審査会)	・ 諮問の説明
平成12年10月27日 (第 234 回審査会)	・ 審議
平成12年11月10日 (第 235 回審査会)	・ 審議
平成12年11月24日 (第 236 回審査会)	・ 審議
平成12年12月 6 日	・ 申立人から，非開示理由説明書に対する意見書を受理
平成12年12月 8 日 (第 237 回審査会)	・ 審議
平成12年12月22日 (第 238 回審査会)	・ 申立人から意見聴取 ・ 審議
平成13年 1 月26日 (第 239 回審査会)	・ 審議
平成13年 2 月23日 (第 240 回審査会)	・ 審議
平成13年 3 月 9 日 (第 241 回審査会)	・ 審議
平成13年 3 月23日 (第 242 回審査会)	・ 審議
平成13年 4 月13日 (第 243 回審査会)	・ 審議